

農地の相続等の届出のお願い

農地を相続したときは……

地元の農業委員会に
届出をお願いします。

農地を相続したんだけど、
どうしたらいいの？



農業委員会からのお知らせ

農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

届出の用紙は農業委員会事務局にあります。相続がありましたら、印鑑をご持参の上農業委員会にお届けくださるようお願いいたします。

お問い合わせは 南部町農業委員会事務局 TEL 64-3792

今後数回にわたって、広報なんぶで、農地法等改正に関する情報を提供させていただきます。

内容について農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

農地に農機具庫を建てたりする場合も必ず農業委員会に事前にご相談ください。面積によって届出や転用許可が必要です。

2010年 世界農林業センサスにご協力ください！

農林業センサスは5年に一度、全国一斉に農林業や農山村の実態を調べ、国や地方の農林業施策の企画・推進に役立つとても大切な調査です。

■調査期日 2月1日現在

1月下旬～2月上旬にかけて、知事に任命された調査員が伺います。

■調査対象 農林業を営む世帯、事業所など

■調査内容 世帯数の構成と就業状況、経営耕地面積など



統計調査員などの調査関係者には、統計法により守秘義務が課されています。また、調査票の個人情報保護は保護されます。

お問合わせ先

企画政策課 TEL 66-3113

鳥取県統計課 TEL0857-26-7109